

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します!



# 平成21年5月までに

# 裁判員制度が始まります!

## ここからはじまる! 裁判員制度Q & A

**Q** 裁判員制度とはどのようなものですか?  
**A** 裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として殺人罪などの重大な事件について刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

**Q** なぜ導入されるのですか?  
**A** 国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない国民の感覚が裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

**Q** 裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか?  
**A** 次のような仕事をするようになります。

### ① 公判に出席する (公開)

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいますが)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、提出された証拠物や書類を取

り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。

### ② 評議、評決をする (非公開)

証拠をすべて調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。

### ③ 判決宣告 (公開)

評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に臨み、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



詳しくは、松山地方裁判所ホームページを参考にしてください。  
<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>

## まさきの花「ひまわり」の苗を無料配布します!!

松前町まちづくり塾の皆さんが育てたひまわりの苗を配布します。

日時 6月2日(金) 9時~12時(予定)  
 場所 役場庁舎北側駐車場

※ 配布数は一人6本までとし、苗が無くなり次第終了します。ナイロン袋などの入れ物を用意して来てください。

問い合わせ  
 役場企画財政課企画調整係  
 ☎985-4101



## 平成17年度情報公開制度実施状況

松前町では、町民参加による公正で開かれた町政を推進するため、情報公開制度を施行しています。

平成17年度中は、5件(部分公開決定5件)の公開請求がありました。

### ご利用ください

情報公開コーナー(役場1階)では、予算書、決算書、議会会議録など自由に閲覧できます。

問い合わせ  
 役場総務課情報公開係 ☎985-4103